

令和7年第4回大玉村議会臨時会会議録

第1日 令和7年1月21日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 三瓶 賢一	2番 館 下 憲一	3番 渡邊 初治
4番 菅原 貴子	5番 渡邊 啓子	6番 斎藤 信一
7番 松本 昇	8番 本多 保夫	9番 佐原 佐百合
10番 須藤 軍蔵	11番 武田 悅子	12番 押山 義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長 押山 利一	副村長 武田 正男
教育長 渡辺 敏弘	総務部長 橋本 哲夫
教育部長 後藤 隆	総務課長 鈴木 真一
企画財政課長 渡辺 一樹	教育総務課長 鈴木 裕也

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案の一括上程

提案理由の説明

議案審議

質疑・討論・表決

議案第84号 大玉村名譽村民条例の一部を改正する条例について

議案第85号 令和7年度大玉村一般会計補正予算について

議案第86号 令和7年度大玉中学校（校舎・体育館・武道館等）照明LED

化工事に係る工事請負契約について

議案第87号 区長の委嘱について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 斎藤智、佐藤光一郎、牧野敏雄

会議の経過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。

令和7年第4回11月臨時会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和7年第4回大玉村議会臨時会を開会いたします。

（午前9時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番武田悦子君、1番三瓶賢一君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員会委員長（須藤軍蔵） おはようございます。

本臨時会の会期日程等について、去る11月18日午前9時より、第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長、総務課長、企画財政課長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定をいたしました。

本臨時会に提出されます事件は、村長提出の議案4件で、その内容は条例改正案件1件、補正予算案件1件、工事請負契約案件1件、人事案件1件、合わせて4件であります。

よって、会期につきましては、本日1日間と決定いたしました。

なお、審議日程につきましては、本日11月21日、本会議、議案の一括上程、提案理由の説明、議案審議という日程で行います。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（押山義則） ただいま議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会における諸般の報告は、説明員の報告についてであります。

内容につきましては、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第4、議案第84号から議案第87号までを一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（佐藤光一郎） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第5、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

提案理由の前に、議長の許可を得ましたので、今回のマチュピチュ村の訪問に関して少しお話をさせていただきます。

マチュピチュ村との交流10周年を記念してのマチュピチュ村の訪問を行ってまいりました。連日、報道等でご存じだと思いますが、所期の目的を達成して無事全員帰国をしたということをご報告を申し上げたいと思います。留守中大変お世話になりました。ありがとうございました。また、詳しくは文書行ったと思いますが、29日の3時から改善センターで報告会を開催する予定でありますので、ぜひご出席をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

それでは、本会議における提出議案は、条例改正案1件、補正予算案1件、工事請負契約案件1件、人事案件1件、合わせて4件であります。

それでは、議案第84号、大玉村名誉村民条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、既に逝去された方に対しても、その生前の功績に敬意を表し、追贈により名誉村民の称号を贈り得るよう所要の規定を整理するものであり、第2条に第2項を追加し、死亡した者に対しても追贈することができる旨定めるものであります。

続いて、議案第85号、令和7年度大玉村一般会計補正予算についてをご説明申し上げます。

補正予算書をご覧ください。

令和7年度大玉村一般会計補正予算について、今回の補正は、今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところであります。

それでは、予算書によりご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

補正予算第4号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ127万円を追加し、予算の総額を57億3,860万5,000円とするものであります。

また、補正予算第2条は3ページに掲載の第2表のとおり債務負担行為の補正であり、補正予算第3条は同ページに掲載の第3表のとおり地方債の補正であります。

それでは、補正予算の主な内容について、歳出からご説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

款2 総務費の財産管理費の事項①庁舎等の維持管理に要する経費は、役場庁舎の照明LED化工事費300万円の補正計上であります。

款8 土木費の道路新設改良費の道路新設改良に要する経費は、社会資本整備総合交付金の交付決定を受けたことに伴う財源調整であります。

款14 予備費は、調整財源として173万円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

款15 国庫支出金の土木費国庫補助金は、交付決定を受けた社会資本整備総合交付金1,283万円の減額計上であります。

款22 村債の土木債は、（仮称）大玉西部幹線横断道路改良工事に充当となる地方道路等整備事業債が2,140万円の補正計上、公共事業債が1,000万円の減額計上であります。総務債は、役場庁舎照明LED化工事費に充当となる脱炭素化推進事業債270万円の補正計上であります。

以上、大玉村一般会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案書のほうにお戻りください。

5ページになりますね。

議案第86号、令和7年度大玉中学校（校舎・体育館・武道館等）照明LED化工事に係る工事請負契約について申し上げます。

令和7年11月14日に指名競争入札に付した令和7年度大玉中学校（校舎・体育館・武道館等）照明LED化工事について、工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第87号、区長の委嘱について申し上げます。

本案につきましては、このたび大玉3区区長の辞意表明により、現区長代理の渡邊栄治氏を新たな区長として委嘱するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は大玉村区長等設置条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間である令和8年3月31日までとなります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則）　日程第6、議案第84号「大玉村名誉村民条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。8番。

○8番（本多保夫）　この条例、別に反対するわけではございません。二、三点お聞きしておきたいと思います。

これ、多分マチュピチュの関係だと思います。前に副村長のほうからも話は聞いております。この件に関しては、遺族のほうからの求めなのか、こちら側のほうの要望というか希望で、こういった第2項を追加するのか。

また、2点目としては、他の市町村でもこういった事例があるのかどうか。

3点目は、決まれば、まさか電話で済むわけではございませんので、親書なり持参をして訪問するべきかと思いますが、村長、議長、各議員の方も行っていらっしゃる方もいますが、今後派遣を当然するようになると思います。そういう場合、行政側のほうとしてはどういった考え方を持っているのか、簡潔にお願いします。

以上です。

○議長（押山義則）　村長。

○村長（押山利一）　8番議員さんにお答えいたします。

これは、遺族の要請ではなくて、大玉村にとって大変功績があったということによって、村のほうで発議をするものであります。これは、マチュピチュに行く前から、これは条例ですので野内与吉さんが一番最初に該当するかもしれません、その後、選考委員とか手続がありますので、それ以外に、これからそういう方が出られた場合には該当するということになります。

そして、今回行って初めて分かったんですが、マチュピチュ村でも追贈して名誉村民になっているということを村長の挨拶の中でお聞きしましたので、これはちょうどタイムリーだったなというふうに考えております。

それから、事例については担当のほうから報告させますが。

誰に渡すのかということですが、これはこれから調整になります。これから選考委員会を開いて、そしてできれば12月に関連予算を計上したいというふうに考えていますので、それまでに野内家の生家を含めて野内家のお子さんたちがおられますので、現時点では、この大玉に住まわれている野内家の方に受領をしていただいて、そして野内家の中でそれをどうするかということは、自ら決めていただければ結構かなというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則）　総務部長。

○総務部長（橋本哲夫）　8番議員さんにお答えいたします。

事例ということで、こちらのほうで承知しているものについてお答えいたします。

県内で、近隣で申し上げますと、直近では郡山市、令和6年度に西田敏行さんに追贈されたという事例がございます。また、須賀川市におきまして、こちら令和3年度、円谷英二監督、それから円谷幸吉、マラソンランナーですね。3人、こういった称号

が付与されたという事例がございます。

また、全国的に見ても、具体的には把握はしておりませんが、それ相応のケースがあるというように認識しております。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。5番。

○5番（渡邊啓子） 今ほど、村長よりマチュピチュ村でも追贈して名誉村民としているというお話がありましたが、それはいつ頃のことなのでしょうか、お伺いします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 5番議員さんにお答えいたします。

これについては、挨拶の中で、名誉村民である野内与吉氏という言葉を聞いて、それは、当然生きているときにはそういうことはありませんでしたので、多分最近かなというふうには、今まで何度も来られていますが、そういうお話は聞いたことなかつたので。具体的にはいつということは聞いておりません。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。ございませんか。
(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第84号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。
(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第7、議案第85号「令和7年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（武田悦子） まず、9ページの社会資本整備総合交付金、今回も減額ということになっていますが、毎年毎年減額というふうになっているかと思うんです。この社総金の今後、前年度の実績に応じた査定というふうにも聞いているんですが、なくなってしまうでないかなという心配もあるんですけども、これに代わるものというのは何かあるのかどうか。

11ページの歳出の部の庁舎のLED化、庁舎の照明、どこまで、本庁舎だけなのか、分庁舎も含めて行われるのかについてもお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則）企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹）11番議員さんの質問に対してお答えさせていただきます。

まず、社会資本整備総合交付金、こちらの件なんですが、今年、私のはうの子育て支援センター、こちらも国土交通省の案件で、あと水道、こちらも厚労省から、今年度から国土交通省に所管替えされた補助金なんですが、こちら全体的にシーリングがかかりまして、ともに要求額から減額されて交付決定となっております。

道路、社総金に代わるものなんですが、今現在、当局のほうには情報は入ってきてございませんが、今後も必要に応じて補助金の要求はしてまいりたいと考えております。

庁舎のLED化なんですが、こちらは本庁舎、25年に改修したんですが、こちら改修した当時、議場ですとか一部の会議室、あと下の事務室、こちらに関してはLED化になっていたんですが、その残っている施設、第2委員会室ですとか、あと書庫ですか、あとプレハブ、こちらのLED化工事で、今回は本庁舎のみで、分庁舎は来年度以降の予算計上を考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則）ほかにございませんか。ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則）質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則）異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則）異議なしと認めます。

よって、これより議案第85号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則）日程第8、議案第86号「令和7年度大玉中学校（校舎・体育館・武道館等）照明LED化工事に係る工事請負契約について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則）質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第86号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第9、議案第87号「区長の委嘱について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。7番。

○7番（松本昇） これを見ますと、区長が辞意を出して、区長代理が区長になるということなんですが、区長代理が区長になるんですが、区長代理はどういうふうになつているんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（押山義則） 総務課長。

○総務課長（鈴木真一） 7番議員さんにお答えいたします。

大玉3区の区長代理につきましては、3区のほうから話がありまして、今年度いっぱいは区長代理は置かないというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。1番。

○1番（三瓶賢一） 辞意表明ということありますが、あと僅か4か月くらいで何で辞めてしまうのかなと、事情はよく分かりません。その辺のところは一身上の都合ですか。一身上の都合でも、何かせっかく今までやってこられたのにすごく残念ですし、なぜなのかなというか疑問に思いまして、伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 総務課長。

○総務課長（鈴木真一） 1番議員さんにお答えいたします。

我々のほうでお伺いしているのは、一身上の都合によりということでございました。1番議員さんおっしゃることも分かりますが、前区長さんも十分考えての結論で、申出であろうということで、役場として受理したところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（三瓶賢一） 区長の途中での辞意は1区でもあったわけですけれども、なぜ、せっかくこういった要職に就いた方が辞めてしまうのか。何か原因といいますか、私も今やっているものですから、そういった面では区の中の事情をいろいろ確認したり、役場とのつなぎをしたり、いろいろしているわけですけれども。せっかくやっていることが途中で辞めてしまうのは本当残念に思いまして、そういったところに何か手だ

てだとか、そういう相談事だとか、そういう手立てができなかつたのかと思ったものですからお伺いします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 1番議員さんにお答えいたします。

私、区民なものですから事情はよく分かっているんですが、前々からそういう辞意は区長さんは表明されておりまして、もう少しなのでということで慰留はしてきたところですが、今回、やはり先ほど言ったように少し続けるのは難しいということで、区内でも了解をして、区長代理さんが区長になるということで今回の提案をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第87号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で今臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和7年第4回大玉村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前9時27分）